政令第

号

利息 制 限 法施行令

内 閣 は、 利 息 制 限法 (昭 和二十九年法律第百号) 第六条第一項及び第二項第三号並びに第八条第四項並び

に第七項第一号ハ及び第二号の規定に基づき、 この 政令を制定する。

、利息とみなされない . 費用)

第一条 利息 制 限法 (以下「法」という。) 第六条第一項の政令で定める費用は、 次に掲げる費用 (法令の

規定により業として貸付けを行うことができる者による当該業として行った営業的 金銭消費貸借に 関

権者 の受けるものに限る。)とする。

金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料 (消費税額及び当該

消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額 (以 下 「消費税額等相当額」 という

を含む。 次号及び第五条第一号において同じ。)

貸金業法 韶 和 五. 十八年法律第三十二号) の規定により営業的金銭消費貸借に関 して債務者に交付さ

れ た書面 の再発行及び当該書面の交付に代えて同法第二条第十二項に規定する電磁的方法により 債務者

に提供された事項の再提供の手数料

口座 振替の方法による弁済において、 債務者が弁済期に弁済できなかった場合に行う再度の口座振替

手 続に要する費用 (消費税額等相当額を含む。 第五条第二号において同じ。)

(営業的金銭消費貸借に関して利用する機械の利用料)

第二条 法第六条第二項第三号の政令で定める額は、 現金自動支払機その他 の機械を利用して受け取り、 又

は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ、 当該各号に定め る額とする。

一 三万円未満 四百二十円 (消費税額等相当額を含む。)

三万円以上 六百三十円 (消費税額等相当額及び印紙税額に相当する額を含む。)

(保証の業務に関して行政機関の監督を受ける者)

法第八条第四項の政令で定める者は、 次に掲げる者とする。

一銀行

二 信用金庫

三 信用金庫連合会

五 労働金庫連合会

九 農業協同組合連合会八 農業協同組合

十 漁業協同組合

十二 水産加工業協同組合

十三 水産加工業協同組合連合会

十四四

農林中央金庫

十五 株式会社商工組合中央金庫

保険会社

- 3 -

十七 保険業法 (平成七年法律第百五号)第二条第七項に規定する外国保険会社等

十八 沖縄振興開発金融公庫

十九 米穀安定供給確保支援機構

二十 独立行政法人農林漁業信用基金

二十一 農業信用基金協会

二十二 森林組合

二十三 森林組合連合会

二十四 木材安定供給確保支援法人

二十五 漁業信用基金協会

二十六 輸出水産業組合

二十七 独立行政法人情報処理推進機構

二十八 株式会社日本政策金融公庫

一十九 信用保証協会

三十 独立行政法人中小企業基盤整備機構

三十一 商工組合

三十二 商工組合連合会

三十三 独立行政法人奄美群島振興開発基金

三十四 独立行政法人住宅金融支援機構

三十五 内航海運組合

三十六

内

航

海

運

組

合連合会

三十八 事業協同小組三十七 事業協同組合

(保証に関して利用する機械の利用料)三十八 事業協同小組合

第四条 法第八条第七項第一号 ハ \mathcal{O} 政令で定める額は、 現金自動支払機その他 の機械を利用して支払う次の

各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三万円未満 四百二十円 (消費税額等相当額を含む。)

三万円以上 六百三十円 (消費税額等相当額及び印紙税額に相当する額を含む。)

(保証料とみなされない費用

第五条 法第八条第七項第二号の政令で定める費用は、 次に掲げる費用 (法令の規定により業として貸付け

を行うことができる者による当該業として行った営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証 契

約に関し保証人が受けるものに限る。)とする。

弁済に用 \ \ るため主たる債務者に交付されたカ ド が再発行する

П 座 振 替 \mathcal{O} 方法による弁済において、 主たる債務者が弁済期に弁済できなかった場合に行う再度 0 П

. О

の手数料

座振 替手続に要する費用

附 則

この政令は、 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第百十五号) 附則第

条第四号に掲げる規定の施行の 日から施行する。

債権者の受ける金銭のうち利息とみなされない費用、 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律第五条の規定による利息制限法の一部改正に伴い、

保証の業務に関して行政機関の監督を受ける者等を定

める必要があるからである。